

## 庁舎建設と財政について

広報一宮8月号では、『庁舎建設検討委員会』の委員が決定したというお知らせが書かれていました。庁舎の建設に関してはいぶん以前から話としてはあったようですが、今回正式に建設に関する検討が進むことになりました。

一宮町役場庁舎は、周辺市町村に比べて明らかに古くて狭く、不便そうな建物ですから、これまで庁舎建設が具体的にならなかつたこと自体が不思議です。

もう一つ不思議な事は、長生村・睦沢町・白子町など周辺町村では、比較的近年に庁舎を建て替えました。一宮は建設しなかつたにも関わらず、町としての負債がかなりの額にのぼるのはどうしてなのか、ということです。

このあたりは、町のこれまでの支出の状況についての調査と検討を加えなくてはならないでしょうから、今後の課題となるのでしょうか、今回は庁舎建設に関する私達の基本的な考え方について述べさせていただきます。

### 庁舎建設に関する基本的な考え方

庁舎建設に関しては、私達は以下のような点を基本的な考え方としています。

- (1)『つくる、直す、つくらない』は、財政的な見込みと一体で総合的に検討する。
- (2)本当につくらなければいけないのか?根本から考える。  
利用目的・利用効率・耐用年数と後のコストも検討し、公開する。
- (3)情報公開と住民参加の考え方を取り入れ、使う住民の立場に立った施設のあり方から考える。
- (4)建設・改修いずれかの支出が必要なら、つくる以外の付加価値のある計画づくりとし、町の魅力づくりにつながるものづくりの考え方で、計画の段階から進める。

### 収支のバランスを見て根本から検討

本橋 (1)は庁舎を新たに建設するのか、改修するのか、あるいはそれらを見合わせるのか、それぞれの場合の財政的な負担の見通しについて、町の現状と今後の見通しを精査して検討するということ。

家計であれば当たり前の事で、収支のバランスの今後の見通しをも含めて検討してほしいということです。

一宮の財政の状況を考えればこれは最も重要ですね。

袴田 (2)も当たり前のことですが、「本当に必要なの?」「あつたらいいな。というだけではないの?」「利用者数の

見込みや利用効率は?」「誰が使うために必要な?」「そもそも、なんで必要な?」と疑問が出ます。

藤乗 誰にも充分納得できる根拠があつて初めて、無駄な部分が削られるんだと思います。

ですから、全てを検討した上で、費用対効果の観点から、最善の手段を選ぶところに落ち着くのだと思います。こういう点こそ充分な議論が求められますね。

### 情報公開の重要性

本橋 (3)は「町で進めている事は、町民にわかりづらい。」とか、「えっ、それもう決まつたの?」「〇〇についても検討した方が良いと思うんだけど、もう着工するのか。なんでちゃんと公開しないのか?」といった事はよくあることです。広報への掲載など特定の手段だけに頼らずに、情報公開の方法自体にも検討の必要がありますね。

袴田 そうです。ありがちな事です。情報公開を一層進めることで、多様な意見を、しかも広く取り入れてゆけることにもつながります。

### 庁舎建設費と財源

袴田 ところで、(1)に挙げた、庁舎建設は財政と一体で検討してゆくという項目ですが、それに充てるべき財源の方はどうなんでしょうか。

本橋 一宮町の財政は、この数年間(H16~20年)の地方債残高(借金)をみると、36~38億円あたりを前後しています。平成16年は、特に支出が多く、中でも公共事業費の支出が多くなっています。そのため翌平成17年は、2億円の地方債増額となりました。そして、毎年国・県からの助成金以上の支出が続いています。

藤乗 今の庁舎をそのまま使用する事に無理があるようならば、庁舎建設あるいは改修はやむを得ないでしょうが、それに対する検討の経過の透明性は重要です。

袴田 建設に関してこれから検討をすすめるにも関わらず「12億円で建設の予定なんでしょう?」などと根拠の曖昧な事が話題になっている事もありますからね。

本橋 負債が多いと言いましたが、予算についても、何も出来ないほど財源に余裕がない、ということはないでしょう。効率も考え、無駄を削り、予算編成の仕組みを思い切って変えて、財源を捻出してゆく事は十分可能だと思います。

## 『共に10年後の一宮を考えませんか』

## 庁舎建設を通じ、町の魅力を生み出す企画づくり

**藤乗** (4)は従来余り考えられなかった視点ですが、今後の町づくりを考える上では重要な視点です。

改修、新築どちらかであれば、何らかの財政出動は必須ですからそれは仕方がない。ならばそれが、単に建物を造るだけの目的にしか支出されなかつたというでは余りにもつまらないんじやないか。その金額が、そのまま一宮町の宣伝のための費用にもなる。そんな使い方の企画も出来るであろう、ということです。

**袴田** 例えば、計画から設計の段階から業者と行政・住民の共同作業で進める、とか、内装やエクステリアの一部などで危険度のない部分をボランティアの協力により造りあげてゆくなどといったことは、一つの考え方としてあるかもしれませんね。話題性は大きいです。

**本橋** そう言うと、住民がつくるのがいいんだ、と言っていたと誤解される方がいらっしゃるかも知れませんが、これはあくまで考え方です。建物のデザインや設備などの斬新さ、新奇さが重要なのではない、ということですね。

## 町づくりに生かす道をさぐる

2007年に東国原宮崎県知事が就任して以来、宮崎県庁の庁舎そのものが観光スポットとなり、就任から1年数ヶ月の間に40万人以上の観光客が立ち寄るスポットとなつたというからすごいことです。

これと比べるのには難もありますが、ニュースソースとなる新たな出来事は人々の関心を引きます。奇をてらうわけなくとも、思い切った改革をしようという地方の自治体の取り組みは、何かとニュースになります。町の活性化につながる一方、明らかに失敗だった、という話も余り聞きません。

新たな取り組みをする以上、充分な議論を経て、その時々に修正を重ね、積み上げて進めているはずです。当然失敗する事がわかる前に次善手段の検討を充分進めているはずだからでしょう。

実際それらでは、他所の自治体からたくさんの見学者や研修などが訪れ、改革の流れは一層広がろうとしています。

またこうした自治体では、「町づくり基本条例※」を制定

し、情報の公開を進め、住民参加と協働による、新たな自治の形を進めようと模索しています。これらを充分に研究してみる必要があります。

自分たちの置かれている状況を精査して、深く考え、議論してゆけば同等のもの、あるいは、それ以上に一宮の現状に合った仕組みを自ら組み立てる事は難しくはないと思います。意欲を持って創るという意志こそ重要でしょう。

行政にも新たな創造性が必要とされ、それが将来の町づくりへ生かされるべき時に来ていると思います。

## みんなで積み上げ、つくる町の魅力

様々な形で町を宣伝してゆく事が出来れば、観光のための環境整備を並行して進める事の重要性も高まります。

町への定住促進などにも大きな効果が期待できます。

こうした考え方は庁舎建設のみにとどまらず、道の駅設置に関してや、その他何らかの建造物が必要であるとか、それなりの財政支出が見込まれる可能性のある事業に適用されるべき点だと思います。

### ※町づくり基本条例(自治基本条例)について

北海道のニセコ町で、2001年4月1日に全国初の「町づくり基本条例」が制定されたのを皮切りに、その後全国で次々にこの基本条例が制定されています。

「町づくり基本条例」は、自治体の仕組みの基本ルールとして、誰が、どのような役割を担い、どのような方法で『町づくり』に関して決めてゆくのか、ということについて定めた条例で、その基本的な特徴や構成内容としては、以下のような点が挙げられています。

- ①自治体の基本原則として、情報の共有化、住民の参加や協働、自治体を担う住民・首長・行政のそれぞれの役割と責任について定める。
- ②住民の権利保護やそのための制度保障など「自治」実現のための基本を定める。
- ③町の最高法規として町の憲法的な性格を持つ。
- ④町民の権利保護など理念と制度の両面を規定した総合条例で、基本理念だけを規定した町民憲章とは異なる。

《次号は、勉強会でのご意見などについてです。》

### もとはし 和代

①昭和23年生まれ(62歳)

②家族：夫と二人

③一宮町東浪見

8442-1

(東浪見矢畠区在住)

④0475-42-7523



### とうじょう かずよし 藤乘 一由

①和33年生まれ(52歳)

②家族：母、妻、長男、次男

③一宮町一宮2933

(2区在住)

④0475-42-6068



### しおぶ はかまた 忍

②昭和28年生まれ(57歳)

②家族：妻、長男、長女、次女

③一宮町宮原1078-7

(宮原区在住)

④0475-42-5617



# 政策研究会あおぞら

ご意見・ご提案をお待ちしています。  
よろしくお願ひいたします。